



発行 新潟県

号外 2
平成31年 3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 14 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 15 新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 16 新潟県立武道館条例の一部の施行期日を定める規則（スポーツ課）
- 17 新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則（スポーツ課）
- 18 新潟県立武道館規則の一部を改正する規則（スポーツ課）
- 19 新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則（福祉保健課）
- 20 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（医務薬事課）
- 21 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医師・看護職員確保対策課）
- 22 新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則（産業政策課）
- 23 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）
- 24 新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市整備課）
- 25 新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則（港湾振興課）
- 26 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 348 工業技術総合研究所手数料条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額の一部改正（産業振興課）

企業局管理規程

- 5 新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 6 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1830 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1831 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-93 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 4 新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則（生涯学習推進課）
- 5 新潟県青年の家管理規則を廃止する規則（生涯学習推進課）

規 則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(大学院等派遣研修費用)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第3項に規定する規則で定める費用（以下「大学院等派遣研修費用」という。）は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（<u>同法第104条第7項第2号</u>の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(大学院等派遣研修費用)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第3項に規定する規則で定める費用（以下「大学院等派遣研修費用」という。）は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（<u>同法第104条第4項第2号</u>の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則第3条第2号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の同号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第15号

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

	設 備 品 名	使 用 料		備 考
		単 位	金 額 (円)	
大ホール 舞台	映 写 ス ク リ ー ン	一式	2,380	
	幕	1張	1,180	
	第 1 せ り 装 置	1基	2,380	
	第 2 せ り 装 置	〃	2,380	
	ピ ア ノ せ り 装 置	〃	1,180	
	オ ー ケ ス ト ラ せ り 装 置	〃	7,190	
	音 響 反 射 板	一式	7,190	
	松 羽 目	〃	2,380	
	仮 設 花 道	〃	6,010	
	能 舞 台	〃	7,510	所作台を含まない。
	所 作 台	1枚	420	
	大 太 鼓	1台	1,180	
	つ り バ ト ン	1本	240	
	平 台 (大)	1台	420	
	キャスト付き平台 (中)	〃	380	
	キャスト付き平台 (小)	〃	210	
	バレエ用マット	一式	5,950	
	バレエ用レッスンバー	1組	300	
演 台 (大)	1卓	1,900	花台付き	
小ホール 舞台	幕	1張	770	
	松 羽 目	一式	1,180	
	所 作 台	1枚	360	
	つ り バ ト ン	1本	190	
大・小ホ ール舞台 共通	開 き 足	1脚	190	
	箱 足	1個	190	
	メ ク リ 台	1台	110	
	人 形 立 て	1本	190	
	平 台 (中)	1台	240	
	平 台 (小)	〃	120	
	階 段 (大)	〃	370	
	階 段 (小)	〃	120	
	毛 せ ん	1枚	770	
	長 座 布 団	〃	240	
	上 敷 き	1巻	1,180	
	び よ う ぶ	半双	1,180	
	指 揮 台	1台	420	指揮者用譜面台付き
	譜 面 台	1本	190	
	譜 面 台 用 ラ ン プ	1個	190	
オ ー ケ ス ト ラ 用 椅 子	1脚	110		

	討 議 用 テ ー ブ ル	1卓	1,180	
	演 台	〃	1,180	花台付き
	解 説 台 (立)	〃	1,020	
	解 説 台 (座)	〃	660	
	長 机	〃	240	幕板付き
	姿 見	1面	1,180	
大ホール 照明	調 光 装 置	一式	7,180	
	作 業 灯	〃	1,180	
	反 射 板 ラ イ ト	〃	3,560	
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列	1,180	
	ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	〃	2,380	
	ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	〃	2,380	
	フ ッ ト ラ イ ト	〃	1,180	
	ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台	3,630	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト A	〃	360	2キロワット以上
小ホール 照明	調 光 装 置	一式	3,630	
	作 業 灯	〃	770	
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列	770	
	ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	〃	770	
	ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	〃	770	
	ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台	1,150	
大・小ホ ール照明 共通	ストリップライト(1.8メートル)	1本	420	
	ス タ ン ド	〃	240	
	R 型 ベ ー ス	〃	190	
	エ フ ェ ク ト マ シ ン A	1台	1,420	スポットライト付き
	エ フ ェ ク ト マ シ ン B	〃	1,180	
	ス ト ロ ボ ス コ ー プ	〃	2,380	
	ミ ラ ー ボ ー ル	〃	1,180	
	ス ラ イ ド キ ャ リ ア	〃	770	
	種 板	1枚	310	
	サ キ ダ マ	1個	240	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト B	1台	240	1キロワット以上2キロワット未満
	ス ポ ッ ト ラ イ ト C	〃	160	1キロワット未満
大ホール 音響	音 響 装 置	一式	7,190	アナウンスマイク付き
	マ イ ク 昇 降 装 置	1基	1,180	
	効 果 用 ス ピ ー カ ー	一式	770	
	マ ル チ シ ス テ ム	〃	7,490	
小ホール 音響	音 響 装 置	一式	3,630	アナウンスマイク付き
	マ ル チ シ ス テ ム	〃	2,500	
大・小ホ ール音響 共通	ワ イ ヤ レ ス 送 受 信 装 置	1チャンネル	2,380	
	録 音 ・ 再 生 機 器	1台	1,180	
	イ ン カ ム セ ッ ト	〃	1,180	
	1 6 C H コ ン ソ ー ル	〃	2,030	
	8 C H コ ン ソ ー ル	〃	1,090	
	モ ニ タ ー ス ピ ー カ ー (大)	〃	2,250	
	モ ニ タ ー ス ピ ー カ ー (中)	〃	1,490	
	モ ニ タ ー ス ピ ー カ ー (小)	〃	1,020	
	マ イ ク ロ ホ ン	1本	1,180	

	マイクスタンド	〃	420	
	特殊機器	1台	1,490	
	持込機器用テーブル	〃	770	
	スピーカー1台	〃	1,020	
楽器	スタンウェイピアノ	1台	14,400	
	ベーゼンドルファーピアノ	〃	9,630	
	国産グランドピアノ	〃	4,810	
	アップライトピアノ	〃	3,630	
映写	録画・再生機器	1台	1,180	
	プロジェクター	〃	1,180	
	可搬式スクリーン	〃	420	
ギャラリー	展示パネル	1枚	190	
	展示品置台	1台	100	
	スポットライト	〃	210	
展示コーナー	自立式展示パネル	1枚	120	
	スポットライト	1台	100	
その他共通	移動用拡声装置	一式	2,960	
	自立式展示パネル	1枚	60	
	仮設電源	1キロワット	160	
持込み機器	照明機器	1キロワット	160	
	音響機器	1口	160	
	その他	1台	160	1キロワット以内

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリー及び展示コーナーにおける附属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回とする。

2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。

## 第2条 新潟県民会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第7条関係）

	設備品名	使用料		備考
		単位	金額(円)	
大ホール 舞台	映写スクリーン	一式	2,420	
	幕	1張	1,200	
	第1せり装置	1基	2,420	
	第2せり装置	〃	2,420	
	ピアノせり装置	〃	1,200	
	オーケストラせり装置	〃	7,320	
	音響反射板	一式	7,320	
	松羽目	〃	2,420	
	仮設花道	〃	6,120	
	能舞台	〃	7,650	所作台を含まない。
	所作台	1枚	430	
	大太鼓	1台	1,200	
	つりバトン	1本	240	
	平台(大)	1台	430	
	キャスター付き平台(中)	〃	390	
	キャスター付き平台(小)	〃	210	
バレエ用マット	一式	6,060		
バレエ用レッスンバー	1組	310		

	演 台(大)	1卓	1,940	花台付き
小ホール 舞台	幕	1張	780	
	松 羽 目	一式	1,200	
	所 作 台	1枚	370	
	つ り バ ト ン	1本	190	
大・小ホ ール舞台 共通	開 き 足	1脚	190	
	箱 足	1個	190	
	メ ク リ 台	1台	110	
	人 形 立 て	1本	190	
	平 台(中)	1台	240	
	平 台(小)	〃	120	
	階 段(大)	〃	380	
	階 段(小)	〃	120	
	毛 せ ん	1枚	780	
	長 座 布 団	〃	240	
	上 敷 き	1巻	1,200	
	び よ う ぶ	半双	1,200	
	指 揮 台	1台	430	指揮者用譜面台付き
	譜 面 台	1本	190	
	譜 面 台 用 ラ ン プ	1個	190	
	オ ー ケ ス ト ラ 用 椅 子	1脚	110	
	討 議 用 テ ー ブ ル	1卓	1,200	
	演 台	〃	1,200	花台付き
	解 説 台(立)	〃	1,040	
	解 説 台(座)	〃	670	
	長 机	〃	240	幕板付き
	姿 見	1面	1,200	
	大ホール 照明	調 光 装 置	一式	7,310
作 業 灯		〃	1,200	
反 射 板 ラ イ ト		〃	3,630	
ボ ー ダ ー ラ イ ト		1列	1,200	
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		〃	2,420	
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		〃	2,420	
フ ッ ト ラ イ ト		〃	1,200	
ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト		1台	3,700	
ス ポ ッ ト ラ イ ト A		〃	370	2キロワット以上
小ホール 照明	調 光 装 置	一式	3,700	
	作 業 灯	〃	780	
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列	780	
	ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	〃	780	
	ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	〃	780	
	ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台	1,170	
	大・小ホ ール照明 共通	ストリップライト(1.8メートル)	1本	430
ス タ ン ド		〃	240	
R 型 ベ ー ス		〃	190	
エ フ ェ ク ト マ シ ン A		1台	1,450	スポットライト付き
エ フ ェ ク ト マ シ ン B		〃	1,200	
ス ト ロ ボ ス コ ー プ		〃	2,420	
ミ ラ ー ボ ー ル	〃	1,200		

	スライドキャリア	〃	780	
	種 板	1枚	320	
	サ キ ダ マ	1個	240	
	スポットライト B	1台	240	1キロワット以上2キロワット未満
	スポットライト C	〃	160	1キロワット未満
大ホール 音響	音 響 装 置	一式	7,320	アナウンスマイク付き
	マイク昇降装置	1基	1,200	
	効果用スピーカー	一式	780	
	マルチシステム	〃	7,630	
小ホール 音響	音 響 装 置	一式	3,700	アナウンスマイク付き
	マルチシステム	〃	2,550	
大・小ホ ール音響 共通	ワイヤレス送受信装置	1チャンネル	2,420	
	録音・再生機器	1台	1,200	
	インカムセット	〃	1,200	
	16CHコンソール	〃	2,070	
	8CHコンソール	〃	1,110	
	モニタースピーカー(大)	〃	2,290	
	モニタースピーカー(中)	〃	1,520	
	モニタースピーカー(小)	〃	1,040	
	マイクロホン	1本	1,200	
	マイクスタンド	〃	430	
	特殊機器	1台	1,520	
	持込機器用テーブル	〃	780	
	スピーカー台	〃	1,040	
楽器	スタンウェイピアノ	1台	14,700	
	ベーゼンドルファーピアノ	〃	9,810	
	国産グランドピアノ	〃	4,900	
	アップライトピアノ	〃	3,700	
映写	録画・再生機器	1台	1,200	
	プロジェクター	〃	1,200	
	可搬式スクリーン	〃	430	
ギャラリー	展示パネル	1枚	190	
	展示品置台	1台	100	
	スポットライト	〃	210	
展示コー ナー	自立式展示パネル	1枚	120	
	スポットライト	1台	100	
その他共 通	移動用拡声装置	一式	3,010	
	自立式展示パネル	1枚	60	
	仮設電源	1キロワット	160	
持込み機 器	照明機器	1キロワット	160	
	音響機器	1口	160	
	その他	1台	160	1キロワット以内

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリー及び展示コーナーにおける附属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回とする。

2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条及び次項の規定は同年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第2条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県立武道館条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第16号**

新潟県立武道館条例の一部の施行期日を定める規則

新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号）第1条から第3条までの規定の施行期日は、平成31年12月1日とする。

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第17号**

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成29年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	単位	基準額（円）	区分	単位	基準額（円）
電光表示装置設備	(略)	1,050	電光表示装置設備	(略)	1,030
放送設備		520	放送設備		510
照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,050	照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,030
照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,100	照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,060
競泳競技用備品	(略)	1,050	競泳競技用備品	(略)	1,030
アーティスティックスイミング競技用備品		1,050	アーティスティックスイミング競技用備品		1,030
水球競技用備品		1,050	水球競技用備品		1,030
水中モニターシステム		1,050	水中モニターシステム		1,030
(略)			(略)		

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。



新潟県立武道館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第18号**

新潟県立武道館規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 新潟県立武道館規則（平成29年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> （略）</p> <p><u>（附属設備）</u></p> <p><b>第 2 条</b> <u>条例第 8 条第 1 項の規則で定める附属設備は、別表に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（利用者の遵守事項）</u></p> <p><b>第 3 条</b> <u>条例第 8 条第 1 項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項については、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 利用目的以外の目的に利用しないこと。</u></p> <p><u>(2) 利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は利用する条例第 8 条第 1 項に規定する施設等を他の者に利用させないこと。</u></p> <p><u>(3) 現状を変更しないこと。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が定める事項</u></p> <p><u>（利用料金の基準額）</u></p> <p><b>第 4 条</b> <u>条例第10条第 3 項の規則で定める額は、別表に定める額とする。</u></p> <p><u>（利用料金の免除）</u></p> <p><b>第 5 条</b> <u>条例第11条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県が主催する事業のために利用する場合 利用料金の全額</u></p> <p><u>(2) 県内に所在する幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校（以下「学校等」という。）が教育課程に基づく教育活動のために利用する場合 利用料金の全額</u></p> <p><u>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）</u></p>	<p><b>第 1 条</b> （略）</p>

<p><u>第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害児及び知的障害者に対する指導、相談、援助等を円滑に実施するために知事が発行する療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれらに準ずる者として知事が特に認めた者(以下「障害者等」という。)に関する団体が主催する事業(障害者等を対象とするものに限る。)のために利用する場合 利用料金の全額</u></p> <p><u>(4) 学校等が課外活動のために利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(5) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は高等専門学校で構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(6) 知事が承認した武道競技を統括する団体が主催する事業のために利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(7) 知事が承認した競技者が利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(8) 前各号に定めるもののほか、県内の市町村が主催する事業のために利用する場合 利用料金の10分の3に相当する額</u></p> <p><u>(9) 前各号に定めるもののほか、知事又は指定管理者が特に必要があると認める場合 知事又は指定管理者が適当と認める額</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p><b>第6条</b> 条例第15条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(管理の細則)</p> <p><b>第7条</b> 条例及びこの規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p><b>別記様式</b> (第2条関係) 指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p><b>第2条</b> 条例第4条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>別記様式</b> (第2条関係) 指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p>
---	--

第2条 新潟県立武道館規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第2条、第4条関係)

区 分		単 位	基準額 (円)
放送設備・音響設備・映像設備	大道場	一式3時間につき	2,640
照明設備 (通常の2倍の明るさで利用する場合)	大道場	全面利用	3時間につき 3,520
		分割利用 (2分の1)	1,760
		分割利用 (4分の1)	880
		分割利用 (8分の1)	440
	小道場 (畳敷き)	全面利用	1,320
		分割利用 (3分の2)	880
		分割利用 (3分の1)	440
	小道場 (板張り)	全面利用	880
		分割利用 (2分の1)	440
	弓道場 (近的)		440
	弓道場 (遠的)		440
	相撲場		440
冷暖房設備	大道場	全面利用	3時間につき 21,120
		分割利用 (2分の1)	10,560
		分割利用 (4分の1)	5,280
		分割利用 (8分の1)	2,640
	小道場 (畳敷き)	全面利用	7,920
		分割利用 (3分の2)	5,280
		分割利用 (3分の1)	2,640
	小道場 (板張り)	全面利用	5,280
		分割利用 (2分の1)	2,640
	弓道場 (近的)		220
	弓道場 (遠的)		220
	相撲場		2,640
その他設備・備品類		一式3時間につき	1,100

## 附 則

この規則は、平成31年12月1日から施行する。

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第19号

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則

新潟ユニゾンプラザ規則（平成8年新潟県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第2条、第7条、第10条関係）

##### (1) 設備の使用料

	設 備 名	使 用 料		備 考		
		単 位	金 額 (円)			
多 目 的	舞 台	映写スクリーン	一式	1,600		
		つりバトン	1本	190		
		指揮台	1台	430		
		譜面台	1本	190		
		オーケストラ用椅子	1脚	110		
		演台	1卓	1,200	花台付き	
		解説台	〃	1,040		
		長机	〃	240		
		音響反射板	一式	4,910		
	目 的	照 明	調光装置	一式	3,700	
作業灯			〃	780		
ボーダーライト			1列	780	カラーフィルターを 含まない。	
アッパーホリゾンライト			〃	780	〃	
ローアホリゾンライト			〃	780	〃	
サスペンションライト			〃	1,500	〃	
フットライト			〃	530	〃	
シーリングスポットライト			〃	1,270	〃	
ホ ル	映 写	ビデオプロジェクター	1台	5,350		
		映写機16ミリ	〃	4,900		
		スライド機	〃	1,200		
		オーバーヘッドカメラ	〃	2,140		
		オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,200		
一 ル	音 響	拡声装置	一式	3,700	有線マイク及びスタ ンド付き	
		ワイヤレスマイク	1本	2,420		
		CDプレイヤー	1台	1,200		
		インカムセット	〃	1,200		
		カセット式テープレコーダー	〃	1,200		
		コンソール	一式	2,070		
		モニタースピーカー	1台	1,040		
		有線マイク	1本	1,200		
マイクスタンド	〃	430				
多 目 的	楽 器	グランドピアノ	1台	4,900		
		映 写	ビデオプロジェクター	1台	1,070	
			スライド機	〃	1,070	
オーバーヘッドカメラ	〃	2,140				

ホール 以外	音響	オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,070	
		テレビ	〃	330	
		可搬式映写スクリーン	〃	430	
		拡声装置	一式	3,010	有線マイク及びスタンド付き
		ワイヤレスマイク	1本	1,070	
		有線マイク	〃	740	
	マイクスタンド	〃	260		
展示	展示パネル	1枚	190		
持込み機器	照明機器	1キロワット	160	使用電力量が測定できる場合には、測定した使用電力量に電力量料金の単価を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額を使用料とすることができる。	
	音響機器	1口	160		
	その他	1台	160		

注 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後5時30分から午後9時までを各1回（展示パネルの使用料にあつては、午前9時から午後9時までを1回）とした額である。

(2) 冷暖房設備の使用料

区 分		使用料(円)	
		冷 房	暖 房
多 目 的 ホ ー ル		530	430
大 研 修 室		430	380
大 会 議 室	全 面 使 用	330	260
	分割使用(西側)	150	100
	分割使用(東側)	150	150
中 研 修 室	全 面 使 用	260	210
	分割使用(南側)	100	100
	分割使用(北側)	150	100
小 研 修 室 1		100	100
小 研 修 室 2		100	100
小 研 修 室 3		100	100
小 研 修 室 4		100	100
特 別 会 議 室		210	150
介 護 実 習 室		100	100
調 理 実 習 室		100	100
講 師 控 室		50	50
応 接 室		50	50
楽 屋 1		50	50
楽 屋 2		50	50
和 室		50	50

注 使用料は、1時間を単位とした額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第20号**

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第54号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第21号**

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1・2 (略) (この規則の失効)	1・2 (略) (この規則の失効)
3 この規則は、 <u>平成32年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。	3 この規則は、 <u>平成31年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第22号**

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則（平成15年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表（第3条、第8条、第12条関係）</b>			<b>別表（第3条、第8条、第12条関係）</b>		
区 分	単 位	使用料（円）	区 分	単 位	使用料（円）
固定式プロジェクト	（略）	5,350	固定式プロジェクト	（略）	5,250
可動式プロジェクト （書画カメラ搭載）	（略）	1,070	可動式プロジェクト （書画カメラ搭載）	（略）	1,050
拡声装置	（略）	3,010	拡声装置	（略）	2,960
ワイヤレス送受信装置	（略）	1,070	ワイヤレス送受信装置	（略）	1,050
マイク	（略）	740	マイク	（略）	730
備考（略）			備考（略）		

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第23号**

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
（寄宿料）		（寄宿料）	
<b>第43条</b> 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		<b>第43条</b> 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎	<u>3,080</u> 円	(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎	<u>3,030</u> 円
(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎	<u>1,660</u> 円	(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎	<u>1,630</u> 円

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前							
別表（第5条、第7条、第11条の3関係）						別表（第5条、第7条、第11条の3関係）							
附属設備名				使用料		附属設備名				使用料			
				単位又は区分	金額					単位又は区分	金額		
新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	野球場1	(略)	1,150円	新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	野球場1	(略)	1,130円		
			野球場2		1,190円				野球場2		1,170円		
			サッカー場1		730円				サッカー場1		720円		
			サッカー場2		730円				サッカー場2		720円		
			サッカー場3		1,070円				サッカー場3		1,050円		
			(略)						(略)				
新潟スタジ アム	大型映像装置		基本 使用	(略)	営利を目的 としない場 合 <u>7,200円</u>	新潟スタジ アム	大型映像装置		基本 使用	(略)	営利を目的 としない場 合 <u>7,100円</u>		
					営利を目的 とする場 合 <u>14,400円</u>						営利を目的 とする場 合 <u>14,200円</u>		
					広告 加算						(略)	営利を目的 としない場 合 <u>7,200円</u>	営利を目的 としない場 合 <u>7,100円</u>
												営利を目的 とする場 合	営利を目的 とする場 合



			<u>14,400円</u>
電光掲示板	4時間	営利を目的 としない場合	2,300円
		営利を目的 とする場合	4,600円
放送設備			
電光掲示板	4時間	営利を目的 としない場合	6,500円
		営利を目的 とする場合	13,000円
放送設備			
電光掲示板	4時間	営利を目的 としない場合	2,300円
		営利を目的 とする場合	4,600円
照明 設備	全点灯	(略)	営利を目的 としない場合 <u>17,800円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>35,600円</u>
	3分の2点灯		営利を目的 としない場合 <u>11,800円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>23,600円</u>
	2分の1点灯		営利を目的 としない場

			<u>14,200円</u>
電光掲示板	4時間	営利を目的 としない場合	6,500円
		営利を目的 とする場合	13,000円
放送設備			
電光掲示板	4時間	営利を目的 としない場合	2,300円
		営利を目的 とする場合	4,600円
照明 設備	全点灯	(略)	営利を目的 としない場合 <u>17,500円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>35,000円</u>
	3分の2点灯		営利を目的 としない場合 <u>11,600円</u>
			営利を目的 とする場合 <u>23,200円</u>
	2分の1点灯		営利を目的 としない場

		合	8,700円
		営利を目的とする場合	17,400円
	3分の1点灯	営利を目的としない場合	5,900円
		営利を目的とする場合	11,800円
	5分の1点灯	営利を目的としない場合	3,500円
		営利を目的とする場合	7,000円
遮音カーテン	(略)		194,400円
サッカー用具	(略)		3,900円
ラグビー用具			3,700円
陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			20,600円
写真判定装置			15,700円
(略)			
(略)	(略)	(略)	
3,000m障害物競技用具			510円
走高跳競技用具			410円
棒高跳競技用具			930円
チケット売場	(略)		930円

		合	8,900円
		営利を目的とする場合	17,800円
	3分の1点灯	営利を目的としない場合	6,000円
		営利を目的とする場合	12,000円
	5分の1点灯	営利を目的としない場合	3,600円
		営利を目的とする場合	7,200円
遮音カーテン	(略)		198,000円
サッカー用具	(略)		4,000円
ラグビー用具			3,800円
陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			21,000円
写真判定装置			16,000円
(略)			
(略)	(略)	(略)	
3,000m障害物競技用具			520円
走高跳競技用具			420円
棒高跳競技用具			950円
チケット売場	(略)		950円

サブグラウンド	(略)			
	サッカー用具	(略)		630円
	ラグビー用具			950円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			9,300円
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	3,000m障害物競技用具			520円
	走高跳競技用具			420円
	棒高跳競技用具			950円
	野球場	大型映像装置	基本使用	(略)
営利を目的とする場合 7,800円				
広告加算			(略)	営利を目的としない場合 3,900円
				営利を目的とする場合 7,800円
(略)		(略)		
放送設備		(略)		営利を目的としない場合 320円
			営利を目的とする場合	

サブグラウンド	(略)			
	サッカー用具	(略)		620円
	ラグビー用具			930円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			9,100円
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	3,000m障害物競技用具			510円
	走高跳競技用具			410円
	棒高跳競技用具			930円
	野球場	大型映像装置	基本使用	(略)
営利を目的とする場合 7,600円				
広告加算			(略)	営利を目的としない場合 3,800円
				営利を目的とする場合 7,600円
(略)		(略)		
放送設備		(略)		営利を目的としない場合 310円
			営利を目的とする場合	

報道中継設備			640円
		営利を目的としない場合	<u>3,700円</u>
		営利を目的とする場合	<u>7,400円</u>
照明設備	全点灯	営利を目的としない場合	<u>23,700円</u>
		営利を目的とする場合	<u>47,400円</u>
	3分の2点灯	営利を目的としない場合	<u>15,800円</u>
		営利を目的とする場合	<u>31,600円</u>
	3分の1点灯	営利を目的としない場合	<u>7,900円</u>
		営利を目的とする場合	<u>15,800円</u>
ピッチングマシン	(略)		<u>420円</u>
バッティングゲージ			<u>320円</u>

報道中継設備			620円
		営利を目的としない場合	<u>3,600円</u>
		営利を目的とする場合	<u>7,200円</u>
照明設備	全点灯	営利を目的としない場合	<u>23,300円</u>
		営利を目的とする場合	<u>46,600円</u>
	3分の2点灯	営利を目的としない場合	<u>15,500円</u>
		営利を目的とする場合	<u>31,000円</u>
	3分の1点灯	営利を目的としない場合	<u>7,800円</u>
		営利を目的とする場合	<u>15,600円</u>
ピッチングマシン	(略)		<u>410円</u>
バッティングゲージ			<u>310円</u>

		簡易外野フェンス	(略)	320円	
新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	(略)				
	屋内 運動 施設	体育 館	(略)		
			暖房設備	(略) 500円	
(略)					
新潟 県立 植物 園	研修室	ビデオプロジェクター	(略)	1,610円	
		スライド機		1,610円	
		資料提示装置		1,610円	
		8ミリビデオカメラ		1,610円	
		テレビ		1,080円	
		ビデオデッキ		1,080円	
		MDプレイヤー		1,240円	
		ライティングブック		1,240円	
		可動式拡声装置		1,240円	
		固定式拡声装置	(略)	3,100円	
		マイクロホン	(略)	760円	
		冷房 設備	全面使用	(略)	320円
			半面使用		160円
		暖房 設備	全面使用		350円
(略)			(略)		
備考	(略)				

		簡易外野フェンス	(略)	310円	
新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	(略)				
	屋内 運動 施設	体育 館	(略)		
			暖房設備	(略) 490円	
(略)					
新潟 県立 植物 園	研修室	ビデオプロジェクター	(略)	1,540円	
		スライド機		1,540円	
		資料提示装置		1,540円	
		8ミリビデオカメラ		1,540円	
		テレビ		1,030円	
		ビデオデッキ		1,030円	
		MDプレイヤー		1,180円	
		ライティングブック		1,180円	
		可動式拡声装置		1,180円	
		固定式拡声装置	(略)	2,960円	
		マイクロホン	(略)	730円	
		冷房 設備	全面使用	(略)	310円
			半面使用		150円
		暖房 設備	全面使用		330円
(略)			(略)		
備考	(略)				

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則

新潟コンベンションセンター等規則（平成14年新潟県規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第7条、第11条関係）				別表第1（第2条、第7条、第11条関係）			
	区分	単位	使用料(円)		区分	単位	使用料(円)
舞台 設備	仮設ステージA	(略)	1,570	舞台 設備	仮設ステージA	(略)	1,540
	仮設ステージB		1,570		仮設ステージB		1,540
	仮設ステージC		1,050		仮設ステージC		1,030
	仮設ステージD		520		仮設ステージD		510
	バック幕A	(略)	5,240		バック幕A	(略)	5,140
	バック幕B		2,620		バック幕B		2,570
	袖幕	(略)	1,570		袖幕	(略)	1,540
	一文字幕		4,190		一文字幕		4,110
	吸音幕	(略)	1,570		吸音幕	(略)	1,540
	演舞台	(略)	1,050		演舞台	(略)	1,030
	花台		320		花台		310
	司会台		520		司会台		510
	金びょうぶ	(略)	1,250		金びょうぶ	(略)	1,230
照明 設備	平凸レンズスポットライト	(略)	1,050	照明 設備	平凸レンズスポットライト	(略)	1,030
	フレネルレンズスポットライト		1,050		フレネルレンズスポットライト		1,030
	エリプソイダルスポットライト		1,050		エリプソイダルスポットライト		1,030
	ピンスポットライトA		3,150		ピンスポットライトA		3,090
	ピンスポットライトB		6,810		ピンスポットライトB		6,690
音響 設備	会議システム（議長用）	(略)	520	音響 設備	会議システム（議長用）	(略)	510
	会議システム（参加者用）		520		会議システム（参加者用）		510
	移動型スピーカーA	(略)	3,150		移動型スピーカーA	(略)	3,090
	移動型スピーカーB	(略)	1,050		移動型スピーカーB	(略)	1,030
	ダイナミックマイク	(略)	1,050		ダイナミックマイク	(略)	1,030
	コンデンサマイク		1,570		コンデンサマイク		1,540
	ハンド型ワイヤレスマイク		1,050		ハンド型ワイヤレスマイク		1,030
	タイピン型ワイヤレスマイク	(略)	1,050		タイピン型ワイヤレスマイク	(略)	1,030

映像 設備	音響ワゴン	(略)	3,150	
	音響機器卓A	(略)	2,620	
	音響機器卓B		1,050	
	映像機器卓A	(略)	2,100	
	映像機器卓B		2,100	
	映像機器卓C		3,150	
	A V 機器卓		5,760	
	映像ワゴン	(略)	4,190	
	ビデオプロジェクターA		89,000	
	ビデオプロジェクターB		68,100	
	ビデオプロジェクターC		12,500	
	高精細資料提示装置		10,500	
	オーバーヘッドプロジェクター		2,100	
	スライド映写機A		11,500	
	スライド映写機B		2,100	
スクリーンA	(略)	2,100		
スクリーンB		1,050		
その 他の 設備	コードレス電話機(PHS)	(略)	1,360	
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	バンケット用机		320	
	ベルトインパーテーション	(略)	320	
	(略)		(略)	
	(略)			
	電子ピアノ	(略)	10,500	
	(略)			
	賞状盆	(略)	320	
(略)				
展示 ホール の 冷暖 房設 備	冷房 設備	展示ホールの全面を使用する場合	(略)	28,100
		展示ホールの3分の2を使用する場合		18,700
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,430
	暖房 設備	展示ホールの全面を使		27,600

映像 設備	音響ワゴン	(略)	3,090	
	音響機器卓A	(略)	2,570	
	音響機器卓B		1,030	
	映像機器卓A	(略)	2,060	
	映像機器卓B		2,060	
	映像機器卓C		3,090	
	A V 機器卓		5,660	
	映像ワゴン	(略)	4,110	
	ビデオプロジェクターA		87,400	
	ビデオプロジェクターB		66,900	
	ビデオプロジェクターC		12,300	
	高精細資料提示装置		10,300	
	オーバーヘッドプロジェクター		2,060	
	スライド映写機A		11,300	
	スライド映写機B		2,060	
スクリーンA	(略)	2,060		
スクリーンB		1,030		
その 他の 設備	コードレス電話機(PHS)	(略)	1,340	
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	バンケット用机		310	
	ベルトインパーテーション	(略)	310	
	(略)		(略)	
	(略)			
	電子ピアノ	(略)	10,300	
	(略)			
	賞状盆	(略)	310	
(略)				
展示 ホール の 冷暖 房設 備	冷房 設備	展示ホールの全面を使用する場合	(略)	27,600
		展示ホールの3分の2を使用する場合		18,400
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,260
	暖房 設備	展示ホールの全面を使		27,100

	用する場合				用する場合		
	展示ホール の3分の2 を使用する 場合				18,400		
	展示ホール の3分の1 を使用する 場合				展示ホール の3分の1 を使用する 場合		
	9,220				9,050		
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第26号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(493)の2 (略) <u>(493)の3</u> 建築物の用途を変更して一時的に興 行場等又は特別興行場等として使用することに 係る許可申請手数料 <u>(493)の4</u> (略) <u>(493)の5</u> (略) (494)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(493)の2 (略)  <u>(493)の3</u> (略) <u>(493)の4</u> (略) (494)～(585) (略)

附 則

この規則は、新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（平成31年新潟県条例第38号）の施行の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第348号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成29年12月新潟県告示第1367号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。ただし、2の部(2)の款エの項及びオの項並びに3の部(4)の款イの項の改正は、同年7月1日から実施する。



平成31年 3 月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前				
試験、検査等の種類		手数料の額		試験、検査等の種類		手数料の額		
		単 位	金 額			単 位	金 額	
(略)				(略)				
2	測 定	(略)		(略)		(略)		
		エ 雑音端子電 圧、伝導妨害 波又は雑音電 力の測定 (ア) (略)	(略)	(略)	エ 雑音端子電 圧、伝導妨害 波又は雑音電 力の測定 (ア) (略)	(略)	(略)	
			(イ) <u>3メートル</u>	(略)		(イ) <u>電波暗室</u>	(略)	(略)
			<u>(登録)を</u> 使用する場 合	〃		<u>(登録)を</u> 使用する場 合	〃	23,060円
(ウ) <u>10メートル</u>	〃	(ウ) <u>10メートル</u>	〃	23,060円				
		<u>電波暗室</u> (登録)を 使用する場 合	〃	<u>電波暗室</u> (登録)を 使用する場 合	〃	(略)	(略)	
		オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略)	(略)	(略)	オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) <u>3メートル</u>	(略)	(略)	(イ) <u>電波暗室</u>	(略)	(略)	
		<u>(登録)を</u> 使用する場 合	〃	<u>(登録)を</u> 使用する場 合	<u>(登録)を</u> 使用する場 合	〃	〃	
		(ウ) <u>10メートル</u>	〃	(ウ) <u>10メートル</u>	〃	23,060円	〃	
		<u>電波暗室</u> (登録)を 使用する場 合	〃	<u>電波暗室</u> (登録)を 使用する場 合	<u>電波暗室</u> (登録)を 使用する場 合	〃	〃	
		(略)		(略)	(略)			
(略)				(略)				
3	試 験	(略)		(略)		(略)		
		オ 疲労試験	(略)	(略)	オ 疲労試験	<u>1 試料</u>	<u>350円</u>	
(イ) <u>恒温槽を</u> 使用しない 場合	<u>1 試料</u>		<u>480円</u>	<u>1 時間</u>				

	(イ) 恒温槽を使用する場合	〃	870円				
(略)				(略)			
(4)	(略)			(4)	(略)		
電気試験	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験	(略)	(略)	電気試験	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験	(略)	(略)
	(ア) (略)	(略)	(略)		(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	(略)	(略)		(イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	(略)	(略)
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,060円				
(略)				(略)			
(略)				(略)			
				6	情報の提供	1件	実費相当額
6	(略)	(略)		7	(略)		
7	(略)	(略)		8	(略)		

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線で引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第26条関係） 行政財産使用料の基準				別表第2（第26条関係） 行政財産使用料の基準			
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）
土地	(略)			土地	(略)		
	電気通信	(略)			電気通信	(略)	
	施設その他これに類するものの以外のもの	その他のもの	使用許可期間が1月未満の場合		施設その他これに類するものの以外のもの	その他のもの	使用許可期間が1月未満の場合
		(略)			(略)		
建物	固定資産原簿の帳簿原価の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については企業局が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額を月額とする。			建物	固定資産原簿の帳簿原価の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については企業局が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額を月額とする。		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 企業局長は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定の範囲内で、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項に掲げる勤務以外の勤務(以下「時間外勤務」という。)をすることを命ずることができる。</p> <p>5 <u>企業局長が、時間外勤務を命ずることができる時間は、限度時間を超えない時間に限る。</u></p> <p>6 <u>前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することを命ずることができる場合として企業局長が別に定める場合に限り、限度時間を、1月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内で延長することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>時間外勤務の時間が1月において45時間を超える月数が、1年において6月を超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務の時間の1月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。</u></p> <p>8 <u>企業局長は、大規模な災害その他の避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に前2項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる。この場合において、企業局長は、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後において検証を行うものとする。</u></p> <p>9 <u>企業局長は、時間外勤務命令を必要な最小限度において行うものとし、前2項の規定の適用に当たっては、これを拡張して解釈してはならない。</u></p> <p>10 <u>企業局長は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 企業局長は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定の範囲内で、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>

<p>(特別休暇)</p> <p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域づくり又は地域の安全対策に係る活動</u></p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第4号、第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>(服務)</p> <p><b>第25条</b> 職員の服務に関しては、この規程に定めのある事項を除き、新潟県職員服務規程（昭和35年新潟県訓令第6号）の例による。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる期間 ア～ウ (略)</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>(服務)</p> <p><b>第25条</b> 職員の服務に関しては、この規程に定めのある事項を除き、<u>平成19年新潟県訓令第37号及び平成19年新潟県訓令第41号による改正前の新潟県職員服務規程（昭和35年新潟県訓令第6号）</u>の例による。</p>
--	---

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1830号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(規則第6-9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第2条</b> 宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 消防学校、職業能力開発校、農業大学校及び少年自然の家における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第2条</b> 宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 消防学校、職業能力開発校、農業大学校、<u>青少年研修センター</u>及び少年自然の家における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務</p> <p>(3)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3 月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1831号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第 6 - 118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前				
<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>				<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>				
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分	
知事の事務部局	本庁	危機管理監	1 種	知事の事務部局	本庁	危機管理監	1 種	
		部長				知事政策局長		
		局長（ <u>区分 2 種のもの</u> を除く。）	2 種			部長	2 種	
		(略)				防災局長		
		次長				交通政策局長		
(略)	(略)	(略)	(略)					
室長（ <u>課又はセンターに置かれる室の長</u> に限る。）	5 種	室長（ <u>区分 4 種のもの並びに韓国室長及びロシア室長</u> を除く。）	5 種					
(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)					
教育委員会の事務部局		(略)	5 種	教育委員会の事務部局		(略)	5 種	
生涯学習推進センター	図書館	(略)		副館長	図書館	(略)		
	副館長	所長				生涯学習推進センター		所長
	所長							
(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)				

**附 則**

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。





職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3 月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 8 - 93号**

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等)	(時間外勤務を命ずる際の考慮)
<p><b>第 8 条</b> 任命権者又は市町村教育委員会は、職員に時間外勤務（一般職員勤務時間条例第 9 条第 2 項又は市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条第 2 項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 任命権者又は市町村教育委員会が、時間外勤務を命ずることができる時間は、限度時間を超えない時間に限る。</p> <p>3 前項の限度時間は、1 月について45時間及び1 年について360時間とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することができる場合として委員会が別に定める場合に限り、限度時間を、1 月について100時間未満及び1 年について720時間を超えない範囲内で延長することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) 時間外勤務の時間が1 月において45時間を超える月数が、1 年において6 月を超えないこと。</p> <p>(2) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 月、2 月、3 月、4 月及び5 月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務の時間の1 月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。</p> <p>5 任命権者又は市町村教育委員会は、大規模な災害その他の避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に前 2 項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる。この場合において、任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務を</p>	<p><b>第 8 条</b> 任命権者又は市町村教育委員会は、<u>一般職員勤務時間条例第 9 条第 2 項又は市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条第 2 項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p>

<p><u>命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後において検証を行うものとする。</u></p> <p>6 <u>任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務命令を必要な最小限度において行うものとし、前2項の規定の適用に当たっては、これを拡張して解釈してはならない。</u></p> <p>7 <u>任命権者又は市町村教育委員会は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p><b>第15条</b> 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域づくり又は地域の安全対策に係る活動</u></p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号、第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p><b>第15条</b> 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる期間 ア～ウ (略)</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会規則

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

**新潟県教育委員会規則第 4 号**

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章</b> （略）</p> <p><b>第 1 条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章</b> 管理及び運営 （休所日）</p> <p><b>第 2 条</b> （略）</p> <p>(1) <u>年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、少年自然の家所長（以下「所長」という。）が必要と認めた日。</u></p> <p style="text-align: center;">（使用できる者の範囲）</p> <p><b>第 3 条</b> （略）</p> <p>(1) <u>幼児、児童、生徒及び学生</u></p> <p>(2) <u>青少年団体の団員</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>子ども会等青少年団体の指導者</u></p> <p>(5) <u>社会教育における青少年の指導者</u></p> <p>(6) <u>青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者</u></p> <p>(7) <u>少年自然の家が主催する事業に参加する者</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者</u></p> <p>2 前項第1号から第6号及び第8号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。</p> <p>3 <u>所長は、第1項に定める使用者の使用に支障がない限り、条例第2条に掲げる事業以外の目的に</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章</b> （略）</p> <p><b>第 1 条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章</b> 管理及び運営 （休所日）</p> <p><b>第 2 条</b> （略）</p> <p>(1) <u>国民の祝日</u></p> <p>(2) <u>年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</u></p> <p>2 <u>前項の休所日は、少年自然の家所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（使用できる者の範囲）</p> <p><b>第 3 条</b> （略）</p> <p>(1) <u>小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒</u></p> <p>(2) <u>少年団体の団員</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>子ども会等少年団体の指導者</u></p> <p>(5) <u>社会教育における少年の指導者</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者</u></p> <p>2 前項各号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。</p>

使用する5人以上で構成される研修を行う団体についても、使用させることができる。

(使用の制限)

**第3条の2** 少年自然の家においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動
- (4) 暴力団及び暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員をいう。）若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動

(使用の申込み)

**第4条** 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、使用しようとする日の30日前（日帰りにあつては15日前）までに別記第1号様式による使用申込書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。所長は、必要があると認めるときは、別に参考資料の提出を求めることができる。

**第5条** (略)

(使用料)

**第5条の2** 第3条第3項に該当する者が使用を許可されたときは条例第5条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、所長は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

**第6条・第7条** (略)

(使用の停止及び許可の取消し)

**第8条** (略)

- (1)～(3) (略)
- (4) 使用の許可をされた内容と異なる使用をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

(使用の申込み)

**第4条** 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、使用しようとする日の30日前（日帰りにあつては15日前）までに別記第1号様式による使用申込書及び使用計画書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

**第5条** (略)

**第6条・第7条** (略)

(使用の停止及び許可の取消し)

**第8条** (略)

- (1)～(3) (略)
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

<p>(設備設置の承認、原状回復)</p> <p><b>第9条</b> 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備を設置しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項の規定による設備の使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。第8条の規定による使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。</p> <p>(損害の弁償)</p> <p><b>第10条</b> 使用者が少年自然の家の施設又は設備を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、所長が不可抗力によるものと認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>第11条・第12条</b> (略)</p> <p><b>第3章・第4章</b> (略)</p>	<p>(設備設置の承認、原状回復)</p> <p><b>第9条</b> 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備をするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項の規定による設備をした後、その使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。</p> <p>(損害の弁償)</p> <p><b>第10条</b> 使用者が少年自然の家の施設を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、所長が不可抗力によるものと認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>第11条・第12条</b> (略)</p> <p><b>第3章・第4章</b> (略)</p>
---	--

**第2条** 新潟県少年自然の家管理規則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改め、第1号様式(その2)は削除する。

第1号様式(第4条関係)

使用申込書

年 月 日

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団体名	
団体代表者名	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担当者 連絡先	氏名								勤務先	名称 (電話 - - )					
	電話	自宅						E-mail							
		携帯						FAX							
使用目的															
使用希望日	(1)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )						※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日( ) 午前・午後							
	(2)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )													
	(3)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )													
	(4)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )													
	(5)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )													
参加人数	学年性別	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計	
	男子														
	女子														
	合計														
宿泊方法 必要部屋数 ※引率等含	館内	( )泊	8人室 男子( )部屋・女子( )部屋 計( )部屋						その他						
	テント	( )泊	テントの種類(1)( )を( )張						テントの種類(2)( )を( )張 計( )張						
	その他														
利用施設 (利用日)	<input type="checkbox"/> 体育館 ( / ~ / )							<input type="checkbox"/> 多目的ホール ( / ~ / )							
	<input type="checkbox"/> 大研修室 ( / ~ / )							<input type="checkbox"/> 和室研修室 ( / ~ / )							
	<input type="checkbox"/> 中研修室 ( / ~ / )							<input type="checkbox"/> 活動室 ( / ~ / )							
	<input type="checkbox"/> 小研修室 ( / ~ / )							<input type="checkbox"/> まつかさのいえ研修室 ( / ~ / )							
実施活動	カヌー体験	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	( )名 ※最大70名											
	野外炊さん	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	実施日	朝食・昼食・夕食の別										
				( )日目											
	キャンプファイア キャンドルファイア	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	( )日目											
				①キャンプファイア(雨天:キャンドルファイア)											
②キャンプファイアのみ(雨天:中止)															
③キャンドルファイアのみ															
その他	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	(希望する活動)												
備考															

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

## 第2号様式(第5条関係)

年 月 日

様

新潟県少年自然の家所長

## 使 用 許 可 書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

## 記

団 体 名			
使 用 期 間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 泊 日)		
宿 泊 態 様			
使 用 人 数	名		
使 用 料	宿 泊 室	のべ	人分 円
	体 育 館		日分 円
	多 目 的 ホ ー ル		日分 円
	大 研 修 室		日分 円
	中 研 修 室		日分 円
	小 研 修 室		日分 円
	和 室 研 修 室		日分 円
	活 動 室		日分 円
	まつかさのいえ研修室		日分 円
		合 計	
使 用 の 条 件			
備 考	貴団体のカヌー実施日は、年 月 日 ( ) の _____ です。		

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式(使用計画書、食事等申込書等)により提出してください。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県青年の家管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

**新潟県教育委員会規則第5号**

新潟県青年の家管理規則を廃止する規則

新潟県青年の家管理規則（昭和45年新潟県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。